

## 農業経営基盤強化促進法の改正

アグリ・フードニュースレター

2024年10月16日号

執筆者:

杉山 泰成

[y.sugiyama@nishimura.com](mailto:y.sugiyama@nishimura.com)

川崎 一輝

[i.kawasaki@nishimura.com](mailto:i.kawasaki@nishimura.com)

鈴木 健也

[ke.suzuki@nishimura.com](mailto:ke.suzuki@nishimura.com)

農業分野への企業参加の活性化を踏まえた農地法制の見直しについて、令和5年12月14日「農地法制の見直しの方向性について」（農林水産省経営局・農林振興局）（以下「本リリース」といいます。）では、農地所有適格法人の経営基盤強化策として、食品事業者・地銀ファンドの出資に係る議決権要件の特例について言及していましたが、本年6月に「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」といいます。）が可決され、農業経営基盤強化促進法（以下「法」といいます。また、改正法案による改正前の法を以下「現行法」といい、改正後の法を以下「改正法」といいます。）が改正されることになりました（令和6年6月21日公布、施行日は公布日から1年以内で政令で定める日）。

改正法では、新たに認定経営発展法人という農業法人区分が新設され、また提携事業者による出資について農地所有適格法人制度の特則が認められる等様々な改正がなされています。一方で、政省令は公表されておらず、従前の政省令の改正経緯に鑑みますと最終的にどの程度まで現行法が修正されるのかは不明確な状況にあります。

本項では、改正法の特色と政省令でカバーされる部分を念頭に置いたポイントについて概説します。

### 1. 出資者要件に関する本リリースと現行法・改正法との関係

本リリースにおいては、農地所有適格法人に対する新しい出資者区分として「食品事業者・地銀ファンド」が挙げられていました。この地銀ファンドについては、地方銀行が投資家となる投資用ファンドを広く含むものなのか、或いは農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「投資円滑化法」といいます。）に基づく円滑化法ファンドに限定されるのか等が本リリースのみからでは読み取りづらい内容となっておりましたが、改正法では、農地所有適格法人が、その農業経営に必要な物資の供給若しくは役務の提供を受け、又はその農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を行う相手方を「提携事業者」としており（改正法16条の2第1項本文、16条の2第2項2号、16条の5）、地銀ファンドは出資者区分からは除外されているように見えます。一方、現行法でも出資者区分として、認定農業者から農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者を「関連事業者等」と規定

しており（法 12 条 4 項、13 条）<sup>1</sup>、法律レベルでの定義では提携事業者と関連事業者等との間に大きな差異はありません（但し、省令レベルについて下記 2(2)参照）。

## 2. 認定経営発展法人と認定農業者との相違

### (1) 農業主体の違い

#### ① 現行法に基づく農業者

現行法においては、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者（法 12 条 1 項、13 条）及び青年等就農計画の認定を受けた認定就農者（法 14 条の 4、14 条の 5）の二つのカテゴリーが規定されておりますが、どちらも農地所有適格法人以外の個人や農地賃借法人のような法人であっても認定を受けることが可能です。

#### ② 改正法に基づく農業者

一方、改正法においては、農地所有適格法人である株式会社<sup>2</sup>のみが認定経営発展法人となることができます（改正法 16 条の 2 第 1 項）。さらに認定経営発展法人には、**下記別表 1** 記載のとおり、認定農業者としての認定後、農林水産省令で定める 5 年以上の期間の経営実績、地域計画への農業の担い手としての記載、定款要件等の条件が追加されています。定款要件としては、①農用地に関する権利設定・移転、農地転用に関する決定、及び②取締役の選任・解任に関する決定について特別決議の対象とすることを規定することが要求されていますが、これは本リリース 3①力に規定する懸念対応措置を明文化したものです。

新たに設立した農業法人が経営発展法人としての認定を受ける場合には、特に期間要件がネックになると思われますが、改正法においては、既存の認定農業者を買収して認定経営発展法人となることを妨げる規定はなく、農業に新規参入する場合には、農林水産省令の要求する期間以上の経営実績を有する既存の認定農業者との M&A 取引を経て経営発展法人の認定を受けることも可能かと思われます<sup>3</sup>。

### (2) 農業経営改善計画と農業経営発展計画との違い

認定農業者が作成する農業経営改善計画と認定経営発展法人が作成する農業経営発展計画の記載事項については、**下記別表 1** 記載のとおりであり、認定経営発展法人は、農業経営改善計画及び認定経営発展計画の双方の作成が必要となります。尚、農業経営基盤強化促進法施行規則（以下「規則」といいます。）14 条 1 項 2 号では農業経営改善計画が認定される条件として、関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が認定農業者に対して出資する場合には、その出資割合が 50%未満となることが要求されており、法 14 条の 2 第 1 項において議決権保有割合の算定で農業関係者に含まれる関連事業者等の概念の制限が、法 12 条 5 項の農業経営改善計画の認定要件の一つ（その他農林水産省令で定める事項）として規則レベルで組み込まれるというやや技巧的な規定方法が採られています。また、法 14 条の 2 第 2

<sup>1</sup> 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経第 564 号農林水産省経営局長通知）においては、関連事業者の範囲について、「農畜産物を安定的に購入する食品加工業者及びスーパーマーケット、農作業の受委託契約を締結した者、農地所有適格法人に対して労働力を提供する派遣契約を締結した法人、農業生産資材の販売会社、農産物運送業者やライセンス契約する種苗会社等」が含まれるとされています。

<sup>2</sup> 農業賃借法人については、そもそも株主要件が適用されないことから、認定経営発展法人制度の適用は不要との判断がなされたものと推測されます。

<sup>3</sup> 改正法の法文上は、農地経営改善計画の認定を受けていた期間が農林水産省令上要求される期間以上であることが要求されているだけであり、その期間の間、農地所有適格法人として認定を受けていたことは明示の要件とはなっておりません。従って、既存認定農業者である農地賃借法人を買収して、農地所有適格法人に組織替えした上で、経営発展法人の認定を受ける余地もありません。

項において農地所有適格法人間の役員の兼任が認められる場合についても、同様に規則（規則 14 条 1 項 3 号）において、認定農業者である親会社農地所有適格法人と当該法人が議決権の過半数を保有する（認定農業者である）子会社農地所有適格法人との間でのみ兼任を許容しています。

これに対して改正法では農業経営発展計画の認定条件として、提携事業者が「農業経営の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める要件に該当する者であること」と明記されている他（改正法 16 条の 2 第 3 項 2 号）、「その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること」（改正法 16 条の 2 第 3 項 6 号）の規定もあるため、（現在の公表情報等ではそのような言及はないものの）提携事業者の範囲が関連事業者等と同じように農地所有適格法人に限定されるか等、提携事業者の法人要件や出資の金額・割合・方法等の要件について、今後の法案や（パブリックコメント手続を経るとと思われる）政省令の動静・内容には留意が必要です。

### (3) 法人要件の違い

#### ① 株主要件

現行法から定められている認定農業者については、上述のとおり、当該認定農業者の関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）が認定農業者に対して認定を受けた経営改善計画に従い出資する場合は、当該関連事業者等については農地所有適格法人の議決権要件<sup>4</sup>の計算上、農業関係者側にカウントされ、農業関係者及び関連事業者等が認定農業者の議決権の過半数を保有することが要求されます。

一方、改正法では、認定経営発展法人については、

(ア) (a)関連事業者等（農業経営改善計画において農業経営改善措置として出資していることが必要とされています<sup>5</sup>。）、(b)アグリビジネス投資育成会社等及び(c)農業関係者が同法人の議決権の 3 分の 1 超（拒否権付株式については過半数）を保有し、かつ

(イ) (a)提携事業者及び(b)農業関係者が同法人の議決権の過半数を保有すること

が要求されます。また上述のとおり、法律レベルでは関連事業者等と提携事業者の範囲に大きな差異はなく、ある企業が経営改善計画措置として法 12 条 4 項に基づき出資すると共に、提携事業者として改正法 16 条の 2 第 2 項 3 号に基づき出資して、上記①、②の双方の計算上、農業関係者側の議決権にカウントすることも可能と思われます。

#### ② 役員要件

認定農業者については、上述のとおり、認定農業者である農地所有適格法人とその子会社である認定農業者である農地所有適格法人の間では役員の兼任が認められています。認定経営発展法人における役員要件や役員の兼任について改正法では特に言及されていません。この点については、従前通り、法 14 条の 2 第 2 項及び規則 14 条 2 項 3 号の範囲でのみ兼任を認めるのか、或いは改正法に伴い規則改正により、認定経営発展法人と提携事業者間の新しいタイプの役員の兼任を認めるのか、規則改正の内容については要注目です。

<sup>4</sup> 農業経営基盤強化促進法の改正とは別途、改正法案による農地法改正により、拒否権付株式の過半数の要件も追加されます。

<sup>5</sup> 現行法・規則においては、関連事業者等による出資が行われる場合には、議決権の過半数が農業関係者及び農地所有適格法人に保有されていることが条件となるため（規則 14 条 1 項 2 号）、改正法で農業関係者の議決権保有割合を 3 分の 1 に引き下げたことに応じて、規則 14 条 1 項 2 号についても認定農業者が認定経営発展法人となった場合の特則（農地所有適格法人ではない関連事業者等の議決権保有割合を 3 分の 2 未満まで引き上げる。）について、調整が行われるかも知れません。また改正法 16 条の 5 は、シンプルに認定計画に従って認定農業者に投資している関連事業者等を主体としていますが、この定義には農地所有適格法人ではない関連事業者等も含まれてしまうため、政省令で一定の要件が追加されることが予想されます。

す。

### 3. まとめ

現行の認定農業者及び改正法の認定経営発展法人の特色をまとめると**下記別表 1**のとおりです。今後の改正施行令・施行規則の内容にも大きな影響を受けることが予想されるため、立法動向を追いつつ、パブリックコメント手続等で実務のニーズの反映、手続の明確化等が行われることが望ましいと思われ、アグリ・フードプラクティスグループにおいても、引き続きフォロー・情報発信していく予定です。

【別表 1】

		現行法の認定農業者	改正法の認定経営発展法人
1	対象市町村	農業経営基盤強化促進基本構想を定める同意市町村（法 13 条 1 項、法 12 条 1 項、法 6 条 5 項） <sup>6</sup> 但し、同一都道府県で複数の同意市町村を対象とする場合には、当該都道府県知事が処理し、複数の都道府県の同意市町村を対象とする場合には、農林水産大臣が処理を行う。 （法 13 条の 2 第 1 項）	地域計画を定める市町村（改正法 16 条の 2 第 1 項 2 号、法 19 条 1 項）
2	農業主体の要件	認定農業者である個人及び法人（農地所有適格法人及び農地賃借法人を含む。）	認定後規則で定める 5 年以上の期間が経過した地域計画において担い手とされる認定農業者であって、一定事項を定款に記載する農地所有適格法人の要件を満たす株式会社に限定（農地賃借法人は除外）（改正法 16 条の 2、法 19 条 1 項、規則 17 条）
3	農業主体の作成する計画と主な記載事項	農業経営改善計画（法 12 条 2 項） ① 農業経営の現状 ② 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標 ③ ②の目標を達成するためとるべき措置 ④ その他農林水産省令で定める事項	農業経営発展計画（改正法 16 条の 2 第 1 項、2 項） ① 農業経営の発展に関する目標 ② 提携事業者に関する事項 ③ 提携事業者からの出資に関する事項 ④ ①の目標を達成するためとるべき措置 ⑤ 所有・使用する農用地及びその農地転用に関する事項

<sup>6</sup> ある市町村が基本構想・地域計画を定める同意市町村か否かは、各市町村の HP 等から確認することができます（「●●市 農業経営基盤強化促進基本構想」等で検索。）。

			⑥ 所有権・使用権を取得しようとする農用地及び農地転用に関する事項 ⑦ その他農林水産省令で定める事項
4	認定基準	農業経営改善計画が下記要件を充足する場合（法 12 条 5 項） ① 基本構想に照らし適切なものであること。 ② 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 ③ その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 ※ 関連事業者等が農地所有適格法人ではない場合には、関連事業者の議決権保有割合が 50%未満であること等	農業経営発展計画が下記要件を充足する場合（改正法 16 条の 2 第 3 項） ① 対象法人が地域計画の達成に資するものであること。 ② 提携事業者が農業経営の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める要件に該当する者であること。 ③ 提携事業者の出資及び目標達成措置が適切なものであること。 ④ 目標達成措置が継続的に講じられると見込まれることその他の農林水産省令で定める基準に適合していること。 ⑤ 所有・使用する農用地が適正に利用されていること、農用地における権利設定等及び農地転用が農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ⑥ その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること。
5	株主・出資要件 （農業関係者以外の出資割合）	(1) 農地所有適格法人である関連事業者等 100%まで出資可能 (2) その他の関連事業者等 50%未満	① 農地所有適格法人である関連事業者等、アグリビジネス投資育成株式会社等及び農業関係者が議決権の 3 分の 1 超を保有すること、かつ ② 農業関係者及び提携事業者が議決権の過半数を保有すること （改正法 16 条の 5）
6	役員要件	(1) 農地所有適格法人である関連事業者等 認定農業者である関連事業者に	提携事業者の出資を理由とする特例無し

		<p>における農業常時従事者兼株主は、当該関連事業者が過半数出資する農地所有適格法人の農業に年間 30 日以上従事する場合には、その役員を兼任可能</p> <p>(2) その他の関連事業者等 特例無し（役員の半数未満） （法 14 条の 2）</p>	
7	その他の付帯要件等	<p>農地転用に関する都道府県知事の同意の特例（法 12 条 6 項～11 項） ※農地の権利移転・設定については原則通り、農業委員会の許可が必要</p>	<p>① 農用地の権利移転・設定及び農地転用に関する農業委員会・都道府県知事等の同意の特例（農林水産大臣主導）（改正法 16 条の 2 第 4 項～8 項）</p> <p>② 目標達成措置の実施状況等の報告義務及び農林水産大臣による是正措置の勧告（改正法 16 条の 6）</p>

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)